

2013 年度事業計画

公益社団法人 日本複製権センター

《はじめに》

公益社団法人日本複製権センター（以下、「JRRC」という。）は、1991年に設立されて以来、長年にわたり著作権の管理事業を通じ、日本の学術・文化の発展・振興に寄与してきた。

また、2012年4月1日からは、公益社団法人として再出発し、集中管理事業者として不特定かつ多数の利益の増進に寄与するために、各種事業活動を行ってきた。

2013年度は、4月1日からの使用料規程改定に伴い、利用者・権利者双方に対し、より充実したサービスの提供が可能となるよう、重点事業を定め、定款に定める各種事業を実施することとする。

《重点事業》

1. 複製権管理事業の円滑な運用の実現

利用者にとって理解しやすい利用環境の実現として、他の管理団体情報も含めてポータルサイトを構築し情報の一元化に努めるとともに、管理著作物情報の明確な提示や管理著作物の増加を図る。また、関連団体間の連携も強化して社会的に適切な複製権管理事業を推進する。

2. より多角的・効果的な契約締結促進活動の実施

契約締結促進活動として、ダイレクトメールを中心としながら、インターネット広告の導入、メールマガジンの配信、専門新聞・雑誌への広告出稿、著作権セミナーの開催、著作権に関する講演の実施等により、多角的・効果的な契約締結促進活動を行い、新規契約の促進に努める。

3. 電子ファイル化許諾事業への取り組み

近年のデジタル技術の進歩により、あらゆる企業・団体において、従来の紙から紙への複写に加え、著作物をスキャンし、電子ファイル化したり、あるいはスキャンした電子ファイルからプリントアウトしたりする「電子ファイル化された著作物の利用」が進んでいる。従来の管理受託範囲は、「紙ベースの複写」利用に限定されていたが、このようなデジタル領域での利用が一般化されている現状を踏まえ、著作物の電子ファイル化許諾について調査研究し、許諾業務を行うための検討を、JRRCに管理を委託している権利者と共に行う。

4. 著作物検索データベースの拡充

JRRCが現在管理・運営している著作物検索データベースについて、これまでは著作者団体連合約14,000人による個々の著作物のデータが反映されていなかったが、今年度より、これら著作者データを基に著作物検索用データを大幅に拡充し、管理著作物の増加を図ると共に、利用者にとってより容易に著作物の権利所在がわかるような著作物検索データベースの構築を目指す。

5. ウェブサイト機能の拡充

公益社団法人としての公益性の観点から、JRRC が利用者にとって総合的な窓口の機能を果たすため、ウェブサイトによるオンライン契約管理システムの整備・改善を行い、利用者の利便性向上を図る。

《経常事業》

I. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業

1. 複写使用料の徴収

使用料規程の改定により、使用料収入額は 2012 年度より増加する見込みであるが、利用者に対する使用料規程改定の主旨の徹底を図り、使用料規程改定をきっかけとした契約の解除が生じないように努力することとする。

2. 実態調査方法の改善・検討

これまでの実態調査方法の議論を踏まえ、2011 年度は、より精度の高い実態調査を実施するためにサンプル数を大幅に増やす等調査方法の改善を行ったが、調査実施年度である今年度は、より正確で効率的な調査実施方法等について調査し、検討を行ない、実施することとする。

3. 複写使用料の分配

これまで各会員団体からの要望が強かった分配時期の早期化について検討を重ねた結果、昨年度より複写使用料の分配時期を 6 か月短縮して 9 月末に実施することとした。今年度も 2012 年度分として徴収した著作物複写等利用許諾契約に基づく複写使用料を、「使用料分配規程」に基づき、2013 年 9 月末に各会員団体に分配する。

4. 個別権利者からの権利受託への取り組み

昨年 4 月の公益社団法人化により、不特定かつ多数の利益増進に寄与するという観点から、個別権利者からの権利を受託するための検討を開始し、管理委託契約約款、使用料の徴収・分配等の在り方について調査検討を行い、管理著作物の範囲拡大を目指す。

5. 国内外他団体との連携による国際的複写利用の適正化

昨今、国内著作物だけでなく国外著作物の複写利用も広く行われていること、また、日本の著作物が海外で広く複写利用されている実態も踏まえ、国際的な著作物の複写利用の適正化に向けて国内外他団体と連携し、適正な利用に資するための検討を行う。

II. 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業

1. 一般及び利用者への思想普及・啓発活動

(1) JRRCの自主事業

公益社団法人として、一般及び利用者を対象に、広く著作権に関する知識の普及・啓発活動を行う。

- ① JRRC主催の著作権セミナー、講演会等の開催
- ② 著作権啓発用資料等の作成
- ③ ウェブサイト及び各種媒体での広報・宣伝活動の実施
- ④ 利用企業・団体からの著作権に関する講演依頼に対する講師派遣

(2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への協力・参加

- ① 文化庁著作権セミナーへの協賛団体としての協力・参加
- ② 同庁の著作権教育連絡協議会会員として著作権思想の普及啓発活動への参加
- ③ 著作権情報センターの正会員として同センターの普及・啓発活動への協力
- ④ 国内外セミナー、研修会への講師の派遣
- ⑤ 文化庁WIPO集中管理団体実務者研修の受け入れ協力

2. 調査・研究

国内外の著作権法改正動向、集中管理事業動向等、及び海外著作権管理団体（RRO）におけるデジタル分野での対応等、JRRCにとって重要な情報を収集すると共に、国内外の関連団体との連携を通じて国際的な著作物の利用に関する調査研究を行う。

3. 国際複製権機構連合(IFRRO)との連携

海外RROとの双務協定締結のための調査研究、国際的な著作物の利用に関する動向の情報収集、調査等、IFRROの正会員団体として必要な会議等への参加を含め、他管理団体との連携を強化し、日本での管理事業の発展を目指す。

4. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

権利者側6団体と図書館側5団体の「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」に参加し、JRRCの管理事業に関する事項について、権利者と共に必要な検討を行う。

III. 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

一般あるいは利用者からの著作物複写利用に関する電話・メールによる質問や相談に対し、必要な手続きの説明等を通して著作権に関する知識の普及・啓発を図ると共に、他の問い合わせ先の紹介やアドバイス等を行う。

以上